



2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社エフピコ
代表者名 代表取締役会長 佐藤 守正
(コード番号 7947 東証プライム)
問合せ先 取締役総務人事本部 本部長
永尾 秀俊
(TEL 084-953-1145)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 26 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 株 式 数	当社普通株式 26,056 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,624 円
(4) 処分価額の総額	68,370,944 円
(5) 割 当 予 定 先	当社取締役 9 名 (※) 23,478 株 当社子会社取締役 2 名 2,578 株 (※) 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020 年 5 月 22 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じ。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。また、2020 年 6 月 25 日開催の当社第 58 回定時株主総会において、①本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して、年額 250 百万円以内の金銭報酬債権として支給すること、及び②譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすることにつきご承認いただいております。

なお、本制度の概要は、以下のとおりです。

<本制度の概要>

当社の取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分する当社の普通株式の総数は年60千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、当社は、本制度の導入後にあたる2020年10月1日を効力発生日として、当社の普通株式1株につき2株の割合をもって分割する株式分割を実施いたしましたため、本制度に基づき当社の取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数を、分割比率に応じて調整（2倍に増加）しております。

また、当社は、当社の子会社の取締役に對しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入しております。

その上で、今般、本日開催の当社の取締役会の決議により、当社の取締役9名及び一部の子会社の取締役2名（以下「対象取締役」といいます。）に對し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計68,370,944円と引換えに当社の普通株式26,056株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）80,850,730株に對し、0.03%（小数点以下第3位を四捨五入）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

<株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役とは個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日（2025年7月25日）から当社又は当社子会社の取締役を退任する日までの間、本割当株式について譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他の処分を行うことができません。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2025年6月26日から2026年3月期に係る定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割

当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除します。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得します。また、対象取締役が譲渡制限期間中に一定の事由に該当した場合には、その時点において当社が本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができる等の規定を設けております。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理されます。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限付株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、2025年6月25日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（2,624円）としております。この終値は、当社の企業価値を最も適切に反映している取締役会決議日の前営業日の市場価格で、直近の株価に依拠することが出来ないことを示す特段の事情が存しない状況においては恣意性を排除した合理的なものであり、対象取締役にとって特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

以 上